



東京歯科保険医新聞

国民とわれわれ歯科
医師が共同して保険
診療を充実させよう

News View

オンライン資格確認導入に関して
の経過措置

ポイント がよくわかる フローチャート

Q&A 「オンライン資格確認」の経過措置について

2022年分確定申告のポイント
注意すべき「改正点」 税制経営研究所

経営・税務相談 Q&A No.401
青色事業専従者給与

研究会・行事のご案内

Interview

大切なのは「对患者コミュニケーション」
歯科はもっと家庭内や地域に出て啓発を



岩堀 禎廣 日本薬科大学 客員教授

連載 社会保険診療報酬支払基金の概要
と審査に係る取組み

適正なレセプト請求に向けてあるべき水準の歯科医療を

山本 光昭 社会保険診療報酬支払基金 理事

症例研究

歯科がない病院から依頼された場合の周術期等口腔機能管理科 (I)・(III)

連載 歯科界への私的回想録

奥村 勝 オクネット代表
歯科ジャーナリスト

は、歯科用金属アレルギー
の範囲内、54%が「補助
金を上回った」と回答し、
半数を超える医療機関でシ
ステム導入経費が補助金額
を上回り、持ち出ししている
経費があることが明らかに
なった。

また、疾病構造の変化か
ら重症化予防が益々重要に
なっているが、1初診1回
限りとなっている診療報酬
の再算定について多くの質
問が寄せられており、また
3月1回となっている歯周
病重症化予防治療および歯
周病安定期治療の短縮要件
の緩和を求める意見も出て
いる。そこで、再算定の取
り扱いの明確化および歯周
病重症化予防治療などの短



奥田章子課長補佐(写真中央)に要望書を手渡す坪田有史会長

縮要件の緩和を求めた。
協会は、現場で起きている
問題の改善を行政に求め
ていく。今後も不合理なこ
とや国民に対し歯科医療を
提供するために改善が必要
なことがあれば、協会にご
相談いただきたい。

オン資システムの原則「義務化」 撤回を厚労省に要請

2022年12月28日、協
会は厚生労働省にオンライ
ン資格確認システム(以下
「オン資」)の導入義務化
に関する要請を行った。

要請内容は①オン
資の導入の義務化は
撤回すること、②オン
資導入に関わる補
助金の補助率増の期
間を延長すること、
③の2点。また、同年
12月23日に出された
導入の経過措置につ
いて具体的な質問を
出した。このうち、
①について厚労省
は、「オン資は医療D
Xの基盤と位置付け
られており、期日ま
でに対応できない医
療機関があることを
踏まえて、経過措置
を設けた。患者のメ
リットを踏まえ、対
応してほしい」と
回答した。また②につ
いては「22年6月からアナン
スを続けてきた。導入の加
速のために補助率を上げた

経緯などもあるため、1月
以降は通常の補助率で行く
ことになる」との回答があ
った。

他に、「経過措置の詳細
が1月に出た後に顔認証付
きカードリーダーをキャン
セルしたいという医療機関
は、発送前であればキャン
セル対応が可能。
すでに届いている医療
機関については、他医
療機関への譲渡であれ
ば、特に金銭関係は発
生しない」「補助金の
要件である「2月末ま
での契約」については
口頭でも構わないが、
補助金の申請時には2
月末までに契約したこ
とがわかる何らかの書
面を出してもらおう」
紙レセプトで請求し
ている医療機関が継続
して診療を行うために
資格確認のみを行う簡
素な仕組みを創設す
る」などの回答があつ
た。

協会は、引き続きオン資
義務化については撤回を求
め、安心して診療のできる
環境を国に対して求めてい
く。

現場の声を担当者へ

協会は、引続きオン資
義務化については撤回を求
め、安心して診療のできる
環境を国に対して求めてい
く。

り、閉院する診療所がある
ことなどを伝え、担当者か
らも一定の理解を得た。
協会は、引き続きオン資
義務化については撤回を求
め、安心して診療のできる
環境を国に対して求めてい
く。

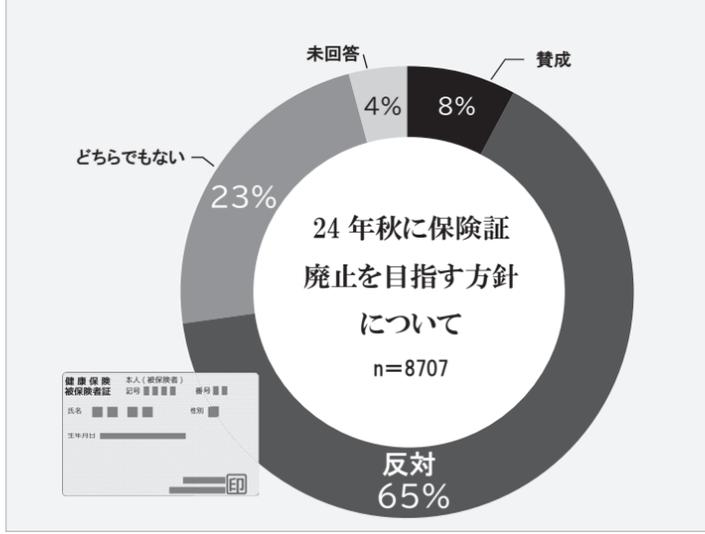
協会は、昨年10月から11
月20日まで「保険証廃止、
オンライン資格確認義務化
に関する調査」を実施し
た。全国集計では8707
件の回答があり、医科診療
所60%、歯科診療所31%、
病院5%が回答し、24年秋
に保険証廃止を目指す政府
方針について、65%が保険
証廃止に反対で、賛成はわ
ずか8%となった。

また、運用を開始してい
る会員への質問について
は、トラブル・不具合があ
ったとの回答が41%で、具
体的なトラブル理由は「有
効な保険証が無効となっ
た」が62%、「カードリー
ダーの不具合」が41%と続
いている。さらに導入コス
ト補助金額を上回ったかに
ついては、45%が「補助金

な。11月時点で23年3
月末までにシステムを導入
できるかについては、「3
月末までに導入できるか不
明」が48%と約半数を占
め、導入しない、できない
理由は「情報漏洩やセキュ
リティ対策が不安」「レセ
プトや電子カルテなどの改
修で多額の費用が発生す
る」「対応できるスタッフ
が少ない、少ない」「高齢
で数年後に閉院予定」とな
っている。(関連記事12
面「フローチャート」)

「診療報酬適用拡大を要望
チタン冠やCAD/CAM冠など
協会は昨年12月28日、厚
生労働省へ診療報酬に関す
る要望を行った。厚生労働
省側は、保険局医療課の奥
田章子課長補佐、星真奈実
主査が対応した。

診療報酬適用拡大を要望
チタン冠やCAD/CAM冠など
協会は昨年12月28日、厚
生労働省へ診療報酬に関す
る要望を行った。厚生労働
省側は、保険局医療課の奥
田章子課長補佐、星真奈実
主査が対応した。



実態調査 「反対」の声6割超 現行の保険証廃止

診療報酬適用拡大を要望
チタン冠やCAD/CAM冠など
協会は昨年12月28日、厚
生労働省へ診療報酬に関す
る要望を行った。厚生労働
省側は、保険局医療課の奥
田章子課長補佐、星真奈実
主査が対応した。

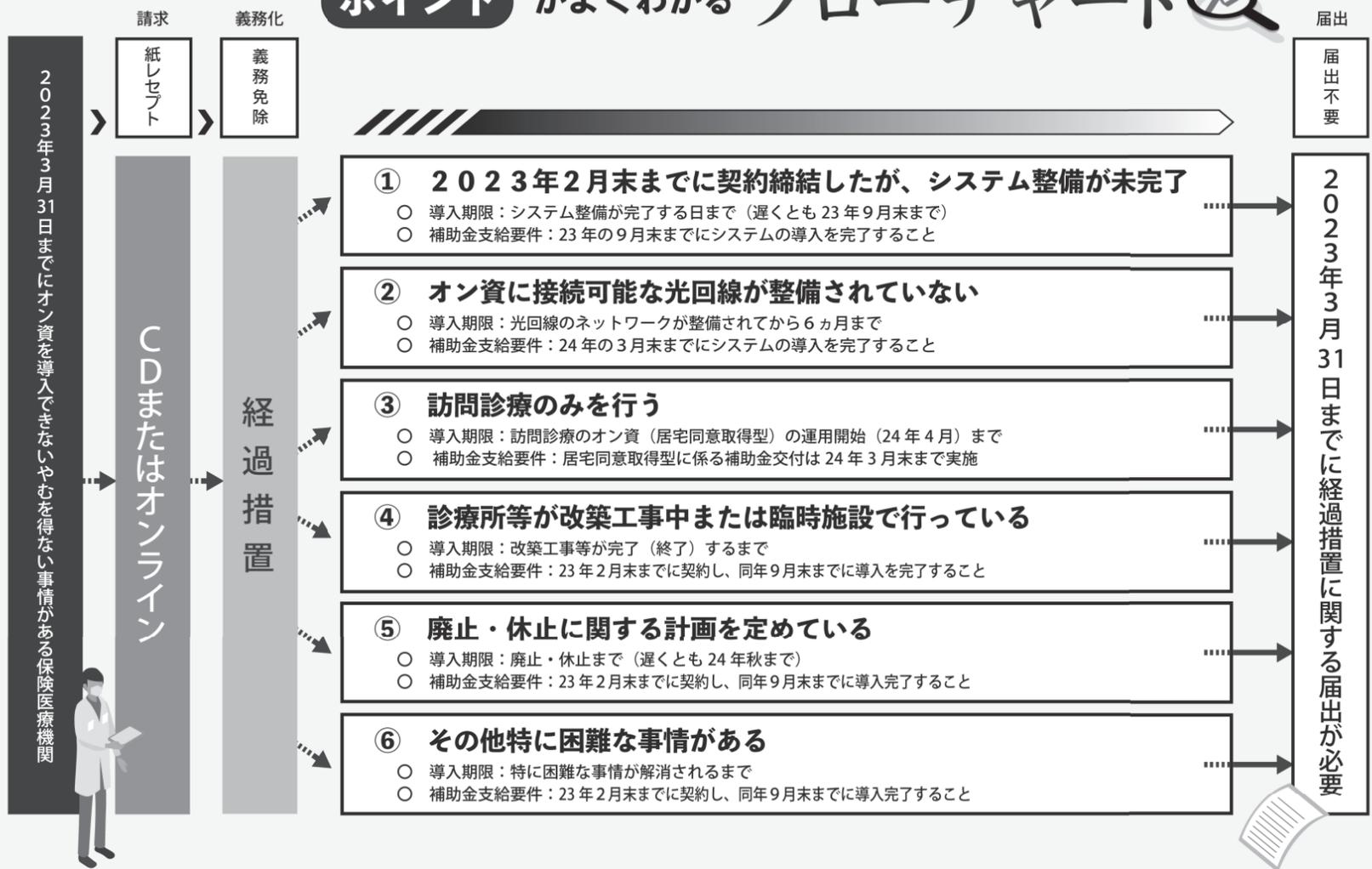
探針

少し前にな
るが、アルゼ
ンチンの優勝
によりワールド
ドカップが幕
を閉じた。ウ
クライナ侵略が続く中で行
われたが、戦いの意味では
一緒でも無論、「戦争」や
「侵略」とは異なる。どの
スポーツでも相手を敬い、
勝ち負けが付くこともホイ
ッスルが鳴ればノーサイド
だ。争いは争いは争いは争
い。勝ち負けが付いても
必ず互いに禍根を残し、次
の戦いの火種となりうる。
自らの正義を振りかざし、
たとえ相手が軍門に下ろ
うとも、ノーサイドでは済ま
ない。平和条約がその両国
間で結ばれてもだ。我々は
予断を許さぬコロナ、ウク
ライナ情勢、あるいは中
国、ロシア、北朝鮮という
権威主義体制の国々への脅
威と対峙し、急激な物価上
昇が追い打ちをかける。こ
れらの「戦い」に日本国民は
もう疲弊しているのではな
からうか。タレントの森田
一義氏が、今の情勢を「新
しい戦前」と表現したらし
いが、すでに我々は戦前で
神経をすり減らしている。
医療者として、その前に、
何とかコロナとの闘いだ
けでも終わらせたい。(F)

発行所
東京歯科保険医協会
〒169-0075
東京都新宿区高田馬場1-29-8
いちご高田馬場ビル6階
電話 03(3205)2999
振替口座 00180-0-118231
購読料 年6,000円
(会員の購読料は会
費に含まれていま
す)

オンライン資格確認(オン資)導入に関する経過措置

ポイントがよくわかるフローチャート



「オンライン資格確認」の経過措置について

2023年1月30日現在

Q その他特に困難な事情とは具体的にどのような事情なのか。

A 厚労省が示している具体的な例として「高齢*でかつ月平均のレセプト枚数が50枚以下」という事例が示されています。その他にも①～⑥に同一視できるような状況の場合、該当するとしていますので、年齢やレセプト枚数に関わらず導入が難しい場合には、個別に届出を行ってください。
*2023年1月27日の通知の中で70歳以上であれば高齢と判断すると示されており、65歳から69歳である場合やレセプト枚数が50枚枚若若干超えている場合については個別で判断するという回答がなされている。

Q 2月末までに契約締結をすることが補助金の支給要件になっているが、具体的に契約締結とはどのような状態を指すのかが分からない。

A 厚労省は契約を締結していることを示す根拠として「発注書」や「契約書」などの書面を求めるとしています。業者によって書面を発行していない場合もあるようなので、発行を求めていただくか、オンライン資格確認等コールセンターに直接お問い合わせください。

Q カードリーダーを申し込んでしまったのだが、訪問診療しか行っていないためカードリーダーは必要ない。キャンセルできるのか。

A 厚労省はオンライン資格確認は導入が前提のため原則キャンセルは受け付けずとしています。受け付ける可能性もありますのでキャンセルの際はポータルサイトに事情を伝え、キャンセル希望と伝えてください。

Q 経過措置に関する届出はどうすればいいか。

A 厚労省から1月27日に経過措置に関する届出の方法が示されました。原則はオンライン上で提出することとされていますが、郵送でも受け付けています。届出は23年3月31日までにを行う必要があります。詳細はQRコードからご確認ください。ご不明な点は経営管理部までお問い合わせください。

経過措置・届出について
(厚労省ホームページ)



オンライン資格確認・医療情報化支援基金関係医療機関等向けポータルサイト

オンライン資格確認に関するお問い合わせ先
オンライン資格確認等コールセンター：0800-0804583（通話無料）
月曜日～金曜日8:00～18:00 土曜日8:00～16:00(いずれも祝日を除く)

詳細は下記WEBサイトよりご覧ください。
<https://www.iryohokenjyoho-portalsite.jp/>



共済部だよ

【確定申告に向けた注意】共済制度の課税関係は、左記の通りです。各共済制度で生命保険料控除の適用が異なりますのでご確認ください。ご不明な点は協会共済部までご連絡ください。

I. 保険医年金

▼掛金 旧生命保険料控除の対象です。また、個人年金保険料控除の対象にはなりません。

▼解約一時金 掛金負担者が受け取った場合、利息相当分が「一時所得」となります。利息相当分と、その年の他の一時所得の対象を合算した合計が50万円以内の場合には非課税ですが、50万円を超える場合は50万円を差し引いた残りの2分の1の金額が課税対象となります。

▼年金受給 1年間に受給した年金のうち利息に相当する金額が「雑所得」となり、他の所得と合算で課税対象となります。保険医年金だけの雑所得が年間25万円を超える場合は10%の源泉徴収された金額で入金されていますので、昨年11月のお支払い通知をご確認ください。

II. 保険医休業保障共済保険

▼拠出金 税法上の生命保険契約には当たらないため、生命保険料控除の対象外です。

▼給付金 傷病休業給付金、入院給付金、長期療養給付金、高度障害給付金(高度障害時の脱退給付金含む)は、加入者本人が受け取った場合、所得税は課税されません。弔慰給付金(死亡時の脱退給付金含む)、脱退給付金は、一時所得となります。

※弔慰給付金は所定の受取人の一時所得です。

III. グループ生命保険

▼掛金 新生命保険料控除の対象です。

▼第2休業保障制度(団体所得保障)

▼掛金 新生命保険料控除の対象です

▼給付金 所得税は課税されません。

【生命保険料控除証明書について】保険医年金は昨年10月下旬にご加入者に郵送しました。第2休業保障制度は昨年10月初旬にご加入者に郵送しました。グループ生命保険は昨年11月下旬にご希望されたご加入者に郵送しました。新たに生命保険料控除証明書が必要な方は協会までご連絡ください。

【保険医年金初回掛金未納の方へ】昨秋に保険医年金に新規加入・増口をされた方で、昨年12月26日の初回引落しできていない先生は、至急、お振込みください。入金がない場合は、加入不成立となります。

※新規加入・増口の加入者証発送は2月上旬予定です。

2022年分 確定申告のポイント

注意すべき「改正点」

所得税改正

税理士法人 税制経営研究所

2月16日(木曜日)から2022年分所得税確定申告の受付が始まります。今回の申告で注意すべき所得税改正点のうち、主なものは次の通りです(詳細は、以下冊子「保険医の経営と税務 2023年版」をご参照ください)。

| 改正事項 | 概要 | 適用時期等 |
|------------------------------|--|---------------------------|
| 少額減価償却資産の取得価格の必要経費算入の特例の改正 | 取得価額が30万円未満の少額減価償却資産から貸付(主要な業務として行われるものを除く)の用に供した減価償却資産が除外された上、適用期限が延長されました。 | 2024年3月31日まで2年間適用期限延長 |
| 住宅ローン控除の改正 | 住宅ローン控除の適用期限が2025年12月31日まで4年間延長されるとともに、次の措置が講じられました。 ①住宅ローン控除の控除率を0.7%に引下げる。 ②2022年1月1日から2023年12月31日までに居住する場合や、省エネ性能等の高い住宅など一定の要件に該当した場合には控除期間を13年(要件に該当しない場合は10年)とし、住宅ローン控除の対象となる借入限度額(年末残高の限度額)は住宅の居住時期や住宅の性能毎によって2,000万円~5,000万円とする。 ③所得要件を3,000万円以下から2,000万円以下に引下げる。 ④合計所得金額1,000万円以下の場合、2023年以前に建築確認を受けた新築住宅の床面積要件を40㎡以上に緩和する。 ⑤既存(中古)住宅の要件について、築年数要件を廃止し、適用要件を耐震基準に適合するものであることに一本化する。確定申告書の添付書類として耐震基準適合証明書が必要(昭和57年1月以降に建てられた住宅であれば耐震基準適合証明書は不要) | 2022年1月1日以後に居住の用に供した場合に適用 |
| スマートフォンを使用した決済サービスによる納付手続の創設 | スマートフォンを使用した決済サービス(PayPay、d払い、auPay、LINE Pay、メルカリPay、amazonPayの6つのPay払い方法)を利用した国税の納付が可能となりました。 ※納付上限額30万円 | 2022年12月1日から利用開始 |
| 2022年分以後の業務に係る雑所得の取り扱いの改正 | その年の前々年分の業務に係る雑所得の収入金額が、 ①300万円を超える場合は、現預金取引等・領収書等関係書類を5年間保存しなければなりません。 ②300万円以下である場合は、確定申告書に特例を受ける旨を記載することを要件に、その年において収入した金額、支出した費用の額とすることができ(いわゆる現金主義による収入費用の計上)。 ③1,000万円を超える場合は、確定申告書に総収入金額や必要経費の内容を記載した書類(収支内訳書など)の添付が必要となります。 | 2022年分以後の確定申告書を提出する場合に適用 |

《業務に係る雑所得の取り扱い》

国税庁は2022年10月7日に所得税の基本通達を改定して、その所得に係る取引を記録した帳簿書類の保存がない場合は収入金額に関係なく原則として「雑所得に該当する」としました。(参考)事業所得と業務に係る雑所得等の区分(イメージ)

| 収入金額 | 記帳・帳簿書類の保存あり | 記帳・帳簿書類の保存なし |
|---------|--------------|--------------------------------|
| 300万円超 | 概ね事業所得(注) | 概ね業務に係る雑所得 |
| 300万円以下 | | 業務に係る雑所得 ※資産の譲渡は譲渡所得・その他雑所得 |

※次のような場合には、事業と認められるかどうかは個別判断となります(国税庁資料より)

- ①その所得の収入金額が僅少と認められる場合
- ②その所得を得る活動に営利性が認められない場合

国等から受領した給付金等の取り扱い

| 区分 | 助成金等の種類(例) |
|----------------------------|---|
| 事業所得の雑収入となるもの (消費税は対象外) | <ul style="list-style-type: none"> ・月次支援金 ・事業復活支援金 ・雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金 ・小学校休業等対応助成金(支援金) ・感染症感染拡大防止継続支援補助金(無床診療所:上限補助額8万円) ・オンライン資格確認関係補助金(診療所:上限補助額42.9万円) |
| | <p>※収入計上時期は支給決定時です。ただし、経費を補填するために交付を受ける助成金等については、その支出が発生した年分の収入とされます。</p> <p>例:令和3年度の経費補填のための助成金が、令和4年3月に振り込まれた場合。 →令和3年の収入として計上。</p> <p>※これらの助成金等により固定資産を取得した場合には、国庫補助金等の総収入金額不算入制度(いわゆる圧縮記帳)を適用することにより、課税の繰り延べをすることができます。</p> |

冊子「保険医の経営と税務 2023年版」

確定申告はもちろん、日々悩みがちな従業員の税務にも役立つ

2023年度の最新の税務対応版を発行 **会員は1冊無料!**

冊子『保険医の経営と税務 2023年版』のご案内です。日常に役立つ「医療所得の計算」「措置法」「スタッフの税務と給与実務の留意点」など、最新の税務情報にアップデートし、解説しています。さらに、歯科保険医の確定申告に必要な税務の内容に加え、コロナ関連の助成金や2023年度税制改正大綱のポイントなども盛り込まれています。ぜひ一読ください。

書籍をご希望の方は、右上のQRコードを読み込み、必要事項とアンケートをご入力の上、お申し込みください。

※会員に1冊無料でお送りします。2冊目以降は、有料(1冊1,500円)での販売となります。

※書籍の到着はお申込後、発送まで1週間程度お時間をいただいておりますので、予めご了承ください。



申し込みフォーム

2022年分確定申告個別相談会

2022年分の所得税確定申告にあたり、協会顧問税理士による個別相談会を行います。歯科に精通した税理士と1時間の個別相談が可能です。初めてご自身で申告される先生や、決算書の書き方、確定申告書の記載について不安がある先生は、ぜひご参加ください。昨年は、「コロナの支援金の税務の取り扱いがわからない」「医療機器の減価償却の計算がわからない」「株式配当の申告について教えてほしい」「e-Taxでの措置法利用について」「不動産所得の申告について」…などの相談が寄せられています。

日時 2月16日(木)午後1時~5時のうち1時間(先着順)
講師 協会顧問税理士
会場 東京歯科保険医協会会議室
定員 8名(定員になり次第締め切り)
対象者 会員
参加費 1,000円
予約 お電話でお申し込みください
(☎ 03-3205-2999)



東京歯科保険医協会
Facebook



<https://www.facebook.com/tokyoshikahokeni>

新聞に投稿してみませんか?

本紙では、会員の先生からの投稿を募集しています。歯科医療に対する考え、診療のエピソードなど…ご自身の想いをつづってみませんか。採用分につきましては、編集・校正を経て、本紙面に掲載いたします。ご興味のある方は右記QRコードを読み込み、フォームからお問い合わせいただくか、☎03-3205-2999までお電話ください。



経営・税務相談Q&A No.401

青色事業専従者給与



Q 配偶者に支払う給与は必要経費として算入して良いか。

A 青色申告者の場合、あらかじめ税務署長に届出を... 法的にこの収入ならこの給与額とい... 税務調査で金額が高すぎるなどの指摘は... 一方、国税通則法の改正により、調査官が税務調査での更正や修正申告を求める場合は、申告者に明確な理由を説明する義務が課せられ、曖昧な根拠での更正などはできなくなりました。

ただし、調査官に対しては金額の根拠を説明しなければならないため、一般事務の管理、金銭管理、従業員管理、資格の有無等、給与額の合理的根拠の説明ができるようにしておくことが大切です。なお、生計を別にする親族については通常の給与として扱います。

Q 青色事業専従者の要件は？

A 要件は、①青色申告者と生計を一にする配偶者その他親族、②その年の12月31日現在で年齢が15歳以上であること、③その年を通じて6カ月を超える期間その事業に従事していること一の3項目です。ただし、次のA、Bのような場合は、その期間の2分の1を超える期間に事業に専ら従事すれば構いません。

- A 年の途中で開業、廃業などの理由によりその年を通じて事業が営まれなかった場合
B その事業に従事する者が婚姻その他の理由によりその年を通じて事業に従事しなかった場合

なお、高校、大学などの生徒または学生、他に職業がある人、老衰その他心身の障害により事業に従事することができない人などは、基本的に青色事業専従者として認められません。

Q 青色事業専従者給与に関する届出はいつ、どこに出せば良いか。

A 青色事業専従者給与を参入する年の3月15日(その年の1月16日以降新たに事業を開始した場合、新たに専従者がいることとなった場合は、その日から2カ月以内)までに、「青色専従者給与に関する届出書」を納税地の税務署所長に提出します。

給与の金額などを変更する場合は、遅滞なく、変更届出書を提出してください。

Q 白色申告であるが、配偶者への給与は認められないのか。

A 白色申告者でも事業専従者控除が存在します。白色申告者の営む事業に従事する事業専従者がいる時は、各事業専従者につき、次の①および②の金額のうちいずれか低い金額が、事業専従者控除額として必要経費とみなされます。

- ①院長の配偶者は86万円。配偶者以外の事業専従者は50万円
②(医業所得、不動産所得の金額)÷(事業専従者の数+1)

なお、事業専従者控除額は、その事業専従者の給与収入とみなされます。

以上のような専従者給与の把握や確定申告は、税務調査などでも指摘されやすい項目です。協会では保険医療機関の確定申告や税務の手続きに特化した『保険医の経営と税務 2023年版』を会員1名につき1冊無料で送付しています。

医院経営に役立つ内容が満載ですので、ご希望の先生は本紙3面のQRコードよりお申し込みください。

医科歯科連携研究会 2022

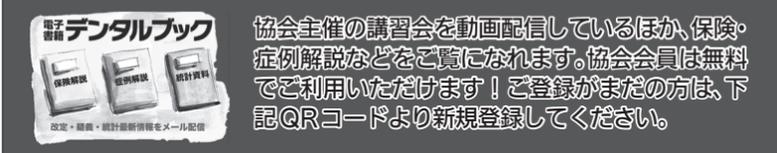
糖尿病と歯周病からみる医科歯科連携の重要性と診療への活かし方
～医科と歯科の立場から～

毎年恒例の当協会と東京保険医協会、千葉県保険医協会の3協会による医科歯科連携研究会を今年も開催します。今回のテーマは、「糖尿病と歯周病」に関する医科歯科連携です。ぜひ、ご参加ください。なお、各講師からの詳細な抄録は、予約フォーム等をご覧ください。

◆医科(講師:加藤 光敏 氏)
「糖尿病治療概念の進歩: 歯科受診に対する患者さんの意識の実態を含めて」
当院の糖尿病患者 100 人の唾液で、ペリオスクリーンを用いて潜血反応陽性者を抽出し、歯周病専門医を中心に医科歯科連携を行い、歯科での治療効果を歯科医院からの診断および歯周病治療報告書を得た結果を紹介しながら、医科歯科連携の推進のために何をすればいいのかを一緒に考えられればと思います。

◆歯科(講師:三辺 正人 氏)
「歯周病と全身の関係～歯周病関連検査の必要性と有用性～」
歯周病と主に糖尿病関連疾患との深い関係と、それを診療に活かすための歯周病検査、そして医科歯科連携の診療の重要性について皆さんと理解を深められればと思います。

日時 3月5日(日) 午後2時30分～4時
講師 加藤 光敏 氏(加藤内科クリニック 院長/糖尿病専門医)
三辺 正人 氏(文教通り歯科クリニック 院長/歯周病専門医)
会場 Zoom ウェビナー、東京保険医協会セミナールーム(新宿区西新宿3-2-7KDX 新宿ビル4階)
交通 JR各線「新宿駅」(南口)より徒歩9分
都営大江戸線「都庁前駅」(A3出口)より徒歩7分
都営新宿線「新宿駅」(6番出口)より徒歩4分
小田急線・京王線「新宿駅」(西口)より徒歩15分
定員 Zoom ウェビナー: 500名+会場: 30名
参加費 無料
予約 QRコードからお申し込みください。
※協会ホームページからもお申し込みいただけます。



デンタルブックは診療に役立つツールが盛りだくさん!

最新動画がいつでも見られる!
協会主催の講習会を動画配信しているほか、保険・症例解説などをご覧いただけます。協会会員は無料でご利用いただけます! ご登録がまだの方は、下記QRコードより新規登録してください。

保険解説や症例カルテも!
歯科医院経営に役立つ資料集
その他に公共機関公開の統計情報や、公開情報をリメイクしたオリジナル情報など、医院経営に役立つ情報を掲載しています。

歯科医師のための 医師賠償責任保険
(受保会社) 三井住友海上・東京海上日動
万が一の医療上のトラブルに備えて

歯科診療所におすすめ 事業活動総合保険 ビジネスキーパー
(受保会社) 三井住友海上
大切な医療機械等を破損リスクから守る

歯科医師のための 第2休業保障 所得補償保険
(受保会社) 三井住友海上
万が一の休業休診に備えて収入を補償します

トラブル防止は早めの対処がポイント
無料相談
法律相談
協会の顧問弁護士が回答いたします。
日時: 2月16日(木) 午後2時～5時
定員: 3名(相談時間は1人1時間以内)
場所: 東京歯科保険医協会 会議室
要予約: 03-3205-2999(担当: 経営管理部)
※予約は、受付順とさせていただきます。

株式会社 アサカワ 保険事務所
TEL 03(3490)1751
FAX 03(3490)1780
E-mail: info@asakawahoken.co.jp
http://www.dairitenhp.com/asakawahoken/

第3回学術研究会

「いわゆる有病者、全身疾患を持つ患者をどう診ていくか？」
～健康寿命延伸社会において起こりうるリスクに備えるために～

医学の発展により、平均寿命はもちろん、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる健康寿命も延伸しています。しかし、中にはさまざまな合併疾患を治療中の患者も少なくありません。

本講演では、その中でも総合医療管理加算(総医)の対象となる糖尿病患者、HIV患者、骨吸収抑制薬投与中患者、感染性心内膜炎のハイリスク患者、関節リウマチ患者、抗血栓療法中患者の6疾患に焦点を当て、歯科治療における注意点や管理方法、医科からの診療情報の活かし方などについて学んでいきたいと思えます。(講師より)

日時 2月16日(木) 午後7時～9時
講師 丸岡豊氏(国立国際医療研究センター病院 副院長/
同病院 歯科・口腔外科 診療科長)
会場 Zoom ウェビナー、東京歯科保険医協会会議室
(新宿区高田馬場1-29-8いちご高田馬場ビル6階)
交通 JR山手線「高田馬場駅」(戸山口)より徒歩3分
定員 Zoom ウェビナー+協会会議室:18名(先着順)
対象者 会員とそのスタッフ
参加費 無料(会場参加の場合、同伴者1名につき1,000円)
予約 QRコードからお申し込みください。
※協会ホームページからもお申し込みいただけます。



予約フォーム

表:新しい研修を受講していない場合の点数

| | 23年3月まで | 23年4月以降 |
|-----|---------|---------|
| 初診料 | 264点 | 240点 |
| 再診料 | 56点 | 44点 |



不明点等がございましたら協会までお問い合わせください。

2022年4月の診療報酬改定で「歯科点数表の初診料の注1」に関する施設基準(歯初診)の研修内容が新しくなり、旧研修で届出している先生は23年3月末までに新研修を受講しなければならなくなりました。3月末までに受講しないと施設基準の要件を満たさなくなるため、4月以降、初診料が240点、再診料が44点に引き上げになります(表参照)。まだ受講していない先生は、下記2～3月に開催される「院内感染防止対策講習会」を忘れずに受講ください。

3月末までに受講を
院内感染防止対策講習会

院内感染防止対策講習会(歯初診の研修)

歯初診の研修の「院内感染防止対策講習会」をZoomウェビナーにて開催いたします。WEB開催分は、開催日の前月中旬頃より予約を開始します。予約はデンタルブック内で行いますので、参加希望の先生は事前登録をお願いします。

また、本講習会は視聴後に確認テストを行い、合格した方に修了証をメールにてお送りする予定です。途中参加、途中退室は受講修了とはみなされませんのでご注意ください。なお、会場参加希望者はQRコードもしくはお電話にてお申し込みください。

日時 ▼WEB開催(時間はいずれも午後7時～8時)
第14回:2月17日(金)(予約受付中)
第16回:2月28日(火)(予約受付中)
第17回:3月22日(水)(2月17日予約開始予定)
第19回:3月30日(木)(2月17日予約開始予定)
▼会場開催(時間はいずれも午後7時～8時)
第15回:2月17日(金)(予約受付中・残席わずか)
第18回:3月22日(水)(予約受付中)
第20回:3月30日(木)(予約受付中)
講師 濱崎啓吾氏(院内感染防止対策委員会 委員長)
会場 WEB開催:Zoomウェビナー
会場開催:東京歯科保険医協会会議室
形式 Zoomウェビナー/会場にて録画上映
定員 (WEB開催)各回500名、(会場開催)各回20名
対象者 会員
参加費 1,000円
予約 WEB開催:デンタルブックに登録の上、予約してください。
会場開催:QRコードからお申し込みください。
※お電話でも受付中(☎03-3205-2999)。



※WEB参加用
予約フォーム

デンタルブックに登録、
ログイン後、お申し込み
画面にお進みください。



※会場参加用
予約フォーム

第2回会員地区懇談会

～歯科のデジタル化はどうか?オンライン資格確認の現状と機能の解説や導入後の問題点。インボイス制度や電子帳簿保存法の必要性など～(仮)

| | 日時 | 会場(住所) | 交通 |
|---------|-------------------------------|---|---|
| 城南地区懇談会 | 3月4日(土) 午後6時30分～8時30分(予定) | TA Conference(品川区西五反田7-9-5SGテラス1F) | JR・都営地下鉄「五反田駅」より徒歩5分、東急池上線「大崎広小路駅」より徒歩3分 |
| 多摩地区懇談会 | 3月11日(土) 午後6時30分～8時30分(予定) | 立川市女性総合センター 第2学習室(立川市曙町2丁目36-2ファール立川センタースクエア) | JR各線「立川駅」北口より徒歩7分、多摩都市モノレール「立川北駅」国営昭和記念公園方面出口より徒歩5分 |
| 城東地区懇談会 | 3月18日(土) 午後6時30分～8時30分(予定) | 北千住シアター1010 視聴覚室(足立区千住3-92千住ミルディスI番館11F) | JR・東京メトロ・東武鉄道「北千住駅」4番出口直結 |

研究会・行事のご案内



新規開業医講習会

～東京の新規個別指導の現状を中心に～

感染拡大のため延期されていた新規個別指導が再開され、今年度はほぼ毎月実施されています。新規個別指導は、開業から1年半以上経過してから実施され、治療が長期間の患者が選ばれることも…。

新規開業医講習会は、新規開業したばかりの先生方が日常の保険診療の手順を見直すとともに、来るべき新規個別指導を円滑に進め、クリアするための内容で、「指導前に受けておいてよかった」と好評です。指導通知が届く前に必ず受講していただきたい講習会です。豊富な相談事例から特に指摘されやすい事項や保険診療で押さえておきたいルールを中心に、丁寧に解説します。

日時 2月19日(日) 正午～午後5時(予定)
講師 協会講師団
会場 TAP高田馬場
(新宿区高田馬場1-31-18高田馬場センタービル3階)
交通 JR山手線・西武新宿線「高田馬場駅」(戸山口)より徒歩3分
東京メトロ東西線「高田馬場駅」(3番出口)より徒歩5分
定員 50名
参加費 13,000円
予約 QRコードからお申し込みください。



予約フォーム

地域医療研究会

「外来と在宅をつなぐ道しるべ」～なにをどこまでやって、訪問診療につなぐのか?～

口腔機能低下の状態は、放置すると要介護や死亡リスクが高まるといわれ、積極的な介入が求められます。一方で、これらの状態が生じたら、要介護状態に近づいたとも受け取れます。そうであるならば、思い切って要介護になることを想定した口腔管理に舵を切るのはどうでしょうか?今後、歯科疾患の発症や重症化が加速することが予想されるため、メンテナンス間隔を短くすべきであるし、抜歯を必要とする歯はなるべく早く抜歯をしたほうが良いのです。

なぜなら、次、その患者さんに会う時は枕元(訪問診療)かもしれないから。このように考えると、口腔機能低下の違った景色が見えてくるでしょう。(講師より)

日時 2月20日(月) 午後7時～9時
講師 菊谷武氏(日本歯科大学 教授/
口腔リハビリテーション多摩クリニック 院長)
会場 Zoomウェビナー、東京歯科保険医協会会議室
定員 Zoomウェビナー+協会会議室:18名(先着順)
対象者 会員とそのスタッフ
参加費 無料(会場参加の場合、同伴者1名につき1,000円)
予約 QRコードからお申し込みください。
※協会ホームページからもお申し込みいただけます。



予約フォーム

医事相談研究会

最近の医療訴訟、医療トラブルについて

1998年頃から社会問題化され続けた医療過誤、および医療訴訟において、変化の兆しが現れてきました。医療過誤を理由とする医療訴訟提起数は減少し、裁判における論点も変化しています。一方で、威圧的な態度をとる患者さん等とのトラブルが増加しています。そこで、その対応について具体的な事例を交え解説します。また、2019年12月に厚生労働省から医政局長名で出された応召義務に関する新たな通知について、患者対応という観点から考察していきます。(講師より)

日時 3月2日(木) 午後7時～9時(予定)
講師 林田丞太氏(神奈川歯科大学総合教育部 教授)
会場 Zoomウェビナー、東京歯科保険医協会会議室
定員 Zoomウェビナー+協会会議室:18名(先着順)
対象者 会員とそのスタッフ
参加費 無料(会場参加の場合、同伴者1名につき1,000円)
予約 QRコードからお申し込みください。
※協会ホームページからもお申し込みいただけます。



予約フォーム

今回は「歯科のデジタル化の今後」をメインテーマに開催します。オンライン資格確認については、導入時に苦労する点や経過措置の届出方法などを懇談会開催時点で判明している最新情報で解説。また、本年10月から開始されるインボイス制度が歯科医院にどの程度必要なのか、一方で電子帳簿保存法や電子カルテは導入すべきなのか、などタイムリーな内容を中心に懇談します。先生方の経営上のお悩みを解決しませんか?

ご参加の方には事前アンケートに聞きたい点やお悩みなどをご記入いただきます。今後出される情報など最新の情勢に応じて内容を変更いたしますので、ぜひご参加ください。

定員 各回20名程度
対象者 会員本人のみ
参加費 無料(当日は受付にて会員証をご提示ください)
予約 QRコードからお申し込みください。
お問い合わせは、協会組織部まで(☎03-3205-2999)。



予約フォーム

大切なのは「对患者コミュニケーション」 — 歯科はもつと家庭内や地域に出て啓発を

今回ご紹介させていただいた岩堀禎廣氏は、博士(薬学)・薬剤師であり、調剤薬局勤務経験も豊富。医科大学や歯科大学での講師経験も持ち、現在は日本薬科大学の客員教授も務めるほか、自ら起こした食に関する事業にも携わる。薬学部卒業後は、海外の薬局での服薬指導経験を通じて对患者コミュニケーションの大切さを実感。帰国後はその重要性を指摘しつつも、その後の経験を加え、医療者側から患者サイドに向き合う時には、リテラシー面への配慮が不可欠であると語る。さらに、薬剤服用に至る前に薬剤師として何ができるかにも注目し、その視点から食の大切さに着目。日常における食生活上の留意点をはじめ、機能的表示食品関連事業も手がけるに至るなど、その行動力には目を見張るものがある。そのアクティブで多様な活動を繰り広げる岩堀氏の目に、日本の歯科医療はどう映っているのか伺った。

— 薬剤師を目指した経緯をお聞かせください。

父が薬学部の出身で、仕事の関係から私には医師になってほしかったようです。小学生の時にその気配を察し、そこから父の希望にそぐわない方向に歩み出しました。高校は神奈川県内有数の進学校で、級友は東大や早慶進学が当たり前で、私の薬学部志望は「薬学部に進むなんて意味が分からない」と思われていました。

— 大学入学後や薬剤師になってからはいかがでしたか。



いわほり・よしひろ 日本薬科大学客員教授 / 1972年神奈川県生まれ。96年3月明治薬科大学卒業、01年3月同大学大学院薬学研究科博士課程修了。00年3月薬剤師免許取得。02年1月～03年5月慶應義塾大学医学部先端医科学研究所神経免疫グループ勤務、06年4月有限会社マーズアンドマークス臨床開発部(現職)、06年6月特定非営利活動法人OFFICE SHI-YOU代表理事(現職)、06年11月合同会社オクトエル代表社員(現職)、17年4月日本薬科大学非常勤講師～18年4月日本薬科大学客員教授(現職)、21年11月合同会社エビデンスマーケティング代表社員(現職)など。そのほか、国際薬学生連盟、国際薬剤師連合、病院や調剤薬局の薬剤師など、様々な医療機関、教育機関の運営などに携る。医療書のほかビジネス書や教育書など著書多数。

薬学部入学後に気付いたことですが、本気で薬剤師の道を目指し、高校時代から一生懸命取り組んできた人は非常に少ないのです。私が医学部で講師をしていた時も、やはり本気で医師を目指して入学した人よりも、親が医師、成績優秀などが理由で入学する人が多かったのです。薬学部を志望する場合、かなり高い学力がなければ合格はできず、学生の学力はそのレベルで均質的でした。授業には選択科目はほぼなく、必須科目が埋め込まれ、自分で決断せずひたすら置かれている状況に対応する、いわば受け身の姿勢がマッチする状況でした。ここから、処方箋を受け付けてから仕事が始まるという薬剤師の受け身のマインドがどんなに育つていくのだと感じました。

岩堀 禎廣

日本薬科大学客員教授

INTERVIEW

聞き手・早坂美都

東京歯科保険医協会 理事(広報・ホームページ部長)

卒業後、大学院に進みましたが、博士課程1年の時に「薬学部の全国団体を作る」という活動に巻き込まれ、3年目に代表になりました。海外にも行きましたが、その時に受けた服薬指導の際、患者さんへの第一声で「今日はどうしましたか」と声をかけをしたところ、指導者から「その対応ではだめだ。なぜ、患者さんに自己紹介しないのか。足を引かずにいる患者さんに、『どうしましたか』と話すとはどういうことだ」と指摘されました。残念ながら、まだその当時の日本の薬学教育には、对患者コミュニケーションに当たる服薬指導実習は含まれていませんでしたので、ショックを受けました。

帰国後に勤務した薬局では、その経験を教訓に、業務の中で患者さんの体調などに寄り添うよう意識して対応したところ、私の担当を希望する患者さんが増えました。また、診察中、医師には話せないことを薬剤師の私に話してくれることもあり、これは对患者関係では大切なことと感じ、「良い仕事ができたら」「患者さんとの距離が近いことが薬剤師の良いところ」というやりがいを実感しました。しかし薬局全体では、私は薬局内の各窓口へのスムーズな患者さんの流れを止めてしまう存在になっていました。そこで気付いたのは、「私が目指す薬剤師は、薬局の利益にはつながらない」とことでした。

— コミュニケーション上、世代の違いやリテラシーにも着目されているようですが、その留意点について。

歯科診療所で先生方が行う口腔健康管理やブラッシング指導などの説明の際、若い世代の親御さんたちへの歯科知識啓発が、リテラシー面でのどのくらい理解され伝わっているのかに配慮してください。歯科医師、

歯科衛生士のみならず、医療職の人同士では理解される言葉や表現を、知らないうちに患者さんにそのまま使ってしまう、患者さんにはほとんど通じていないことがあります。

特に、十代など若い時に結婚、初産を迎えたご両親などの場合、日々の生活に追われ、年齢からくる経験の違いなどが背景にある点には、十分にご意図いただきたいと思えます。歯科への定期的な通院が必要なのに歯科医師やスタッフからの説明が理解できず、手遅れになった頃に受診する患者さんが大勢いると思います。

— 食と健康に関心が高いと伺っていますが、その視点からひと言を。

私は生薬学(漢方)で博士号を取ったので、常に頭には「医(薬)食同源」、食と薬のことがありました。そして、機能的表示食品や特定保健用食品の開発に関わるようになると、その中で、薬の処方が必要になる前にできる対策を考えました。それから、薬科大学でセルフメディケーション学を教えるようになると、薬剤師がドラッグストアを拠点に、地域の人たちの健康の維持向上にもっと貢献できると考えました。

また、私に師事していた学生がインターンで農家を訪ねた際、農家で食べる作物には農薬を使わないのに、出荷分には使われており、それを見て食の安心・安全を考えざるを得なかったのです。実際に無農薬の作物を食べ、味が違うことに衝撃を受けて、今まで食べていた野菜のえぐみや苦みは、すべて残留農薬のためだったのかと、振り返りました。私は、健康の維持管理を追究する中で、この食の問題に行き着いたので

大豆食品に豊富に含まれ、1日の3食を豆腐にして1週間ほど経過するとイライラ感がなくなり、よく眠れるようになります。このことから、食のことは大事です。

次に、炭水化物の「米」に関してですが、白米は一定以上摂取すると体に良くありません。その意味では米の適量は1日あたりひと口です。約50キロカロリーに相当し、歩数で言うと約2千歩です。お茶碗一杯は200〜250キロカロリーなので、既に摂取量をオーバーしている方がいらっしゃると思えます。実は「おいしい」と思って食べている食べ物の多くは、適量以上に食べ過ぎています。美味しさを追求するのはあくまでも体に必要なものを食べることを前提とし、それを美味しく食べる方向にシフトしていく必要があると思えます。米は私も大好きですが、嗜好品としての酒、タバコのポジションと同等で、体には悪いと思いつつ、必要最低限のコントロールをしながら摂取するという形が理想的です。

— 食に関する注意点と機能的表示食品について教えてください。

現在、消費者庁が管轄している「機能的表示食品」は、企業の責任で届出をして、受理されると「機能的表示食品」と表示、発売できる制度です。医薬品には副作用があるため使い方が重要で、医師の指導や薬剤師の説明などが必要となりますが、食品はベースが安全でなければなりません。この機能的表示食品以外に、保健機能食品、特定保健用食品、特別用途食品、栄養機能食品の四種類があります。問題なのは、それ以外の健康食品はただの食品で、安全性が確認されていないことです。機能的表示食品は一般的ではない食品もある

りますが、きちんと安全性が調べられています。制度上、それが必須なのです。食品だからこそ、ベースには「安全」が必須になるのです。

— 薬剤師も過剰になっているとの報道を目にしますが、その点はいかがでしょうか。

調剤薬局は特殊で、保険点数が付いてはいますが、経営形態は株式会社です。薬剤師過剰時代到来という指摘がありますが、これは絶対に起こり得ません。株式会社のため、必ず増収増益しなければならぬからです。いま、既存の店舗の利益率は限界です。だから、株主に対して増収増益するためには新店舗を出さなければならず、必ず一定数以上の薬剤師需要があるのです。だから、薬剤師の就職は必ず100%以上そのまま継続するはずですが、そのため、薬剤師過剰時代到来はあり得ないと言っ

— 本日はありがとうございました。

■ 書籍プレゼント 会員3名様限定

今回、インタビューでご紹介させていただきました岩堀 禎廣さんのサイン入りの著書「血圧がひと月でみるみる下がる 食べ方&レシピ実例」(シェフあさみ(著)、岩堀禎廣(監修))を会員3名様にプレゼントさせていただきます(お1人につき1冊まで)。ご希望の会員は、官製はがきに「2月号書籍プレゼント」と明記し、必ず以下の4点を記入のうえ、協会プレゼント係までご応募ください(複数応募不可)。応募締め切りは2月20日(月)です(消印有効)。当選発表は、書籍発送をもって代えさせていただきます。

【応募はがき記載事項】

①氏名 ②会員番号 ③電話番号 ④住所

応募送付先 〒169-0075 新宿区高田馬場1-29-8

いちご高田馬場ビル6階 東京歯科保険医協会

2023年2月号 書籍プレゼント係まで



©日東書院本社

Special Serial No.5

社会保険診療報酬支払基金の概要と審査に係る取組み



山本光昭 Mitsuaki Yamamoto

社会保険診療報酬支払基金 理事

やまもと・みつあき 1984年3月、神戸大学医学部医学科卒業後、厚生省に入省。横浜市衛生局での公衆衛生実務を経て、広島県福祉保健部健康対策課長、厚生省健康政策局指導課課長補佐、同省国立病院部運営企画課課長補佐、茨城県保健福祉部長、厚生労働省東京検疫所長、内閣府参事官(ライフサイエンス担当)、独立行政法人国立病院機構本部医療部長、独立行政法人福祉医療機構審議役、厚生労働省近畿厚生局長などを歴任し、15年7月、厚生労働省退職。兵庫県健康福祉部医監、同県健康福祉部長、東京都中央区保健所長を経て、21年4月より現職。

適正なレセプト請求に向けてあるべき水準の歯科医療を

「東京歯科保険医新聞22年10月号(第631号)「より始まった本連載。医師であり社会保険診療報酬支払基金理事である山本光昭氏に寄稿いただいた。今回は最終回となる。」

今回は、実施した処置などが認められず、疑問や不満等をお持ちになることが多々あるかと拝察いたしますので、審査結果(査定)に対する疑問等への対応について紹介させていただきます。

医学的妥当性が重要

まずは、審査結果理由に目を通していただいて、保険診療に照らして自院の診療と請求内容に妥当性があると判断できるならば、各都道府県に設置された審査委員会に確認し、必要があれば、面談して意見交換をさせていただければと思います。そこで個々の症例について歯科医学的妥当性が確認できれば、請求

通りの復活もあるはずですが、一方、審査委員会との面談の結果でも納得できない場合には、支払基金のホームページのトップ画面に「相談窓口のご案内」があり、そこから「審査に関する苦情等相談窓口」で電子メール・フ

定めた明確な「算定ルール」は絶対的なものとなり、仮に歯科医学的に、あるいは現実問題に大きいならば、所属学会などのトップ画面に「相談窓口のご案内」があり、そこから「審査に関する苦情等相談窓口」で電子メール・フ

ための支援を行うことだというのが私の考えです。仮に、標準的な治療が行われていないということがあるれば、あるべき水準の診療を行っていただくという働きかけがあっても良いのではないかとさえ思っております。世界の中で最も優れたといえるわが国の公的歯科医療保険制度を維持し、さらに歯科医療の質を高めていくために、引き続き、東京歯科保険医協会の皆様方のご理解とご支援をいただければと思います。

過去の連載は当会ホームページよりご覧いただけます。 https://www.tokyo-sk.com/category/receipt/



会員寄稿「声」

摂食嚥下リハと食支援

五島 朋幸(ごとう・ともゆき) / 新宿区

「かかりつけ医」機能が発揮される制度整備に 厚生労働省は、昨年11月に開催した第93回社会保険審議会医療部会にて、かかりつけ医機能が発揮される制度整備についての考え方を示した。具体的な骨格案として、「かかりつけ医機能を有する医療機関を適切に選択できるよう、医療機能情報提供制度の刷新を提案。これまで提供されてきた情報は、内容の具体性に乏

右も左もわからず、30代前半で訪問歯科診療を始めたのが1997年。今や25年以上の経験者になってしまいました。延べ件数で言うと2万5千件くらいでしょう。か。私自身は訪問診療専門医ではありませんから、診療延べ数では若い訪問専門の先生には勝てないかもしれませんが、長い期間携わってきたからこそ、わかることもあります。そして、最近一番考えていることが「摂食嚥下リハビリテーション」と「食支援」の違いです。

「かかりつけ医」機能が「充実することや、誰もが確実に必要な医療につながる環境が整うことを期待するものであることが明記された。その後、22年末に公表された同部会による「医療提供体制の改革に関する意見」では、国民・患者がニーズに応じて、かかりつけ医機能を有する医療機関を適切に選択できるよう、医療機能情報提供制度の刷新を提案。これまで提供されてきた情報は、内容の具体性に乏しく医療機関を選択する際のツールとしては不十分であることを指摘した。その上で、医療機関は、国民・患者による医療機関の選択に役立つ情報および、医療機関間の連携に係る情報を都道府県に報告するとともに、都道府県知事は、報告された「かかりつけ医機能」に関する情報を国民・患者に分かりやすく提供することなどを求めている。

出版案内 診療中でも使いやすい 歯科疾患管理計画書 2022年版 「歯科疾患管理料(初回用)」「歯科疾患管理料(継続用)」「歯科衛生実地指導料」「クラウン・ブリッジ維持管理料」「新製有床義歯管理料」など患者に提供する文書を販売しています。ご注文用紙はQRコードよりダウンロードしてご利用ください。 体裁 B5版 価格 各500円 (税込、送料・代引き手数料別) 2022年4月 全国保険医団体連合会

現場で役に立つ「本作り」を目指しています。 受付事務と医療保険制度(練習問題付) カルテの手引き 歯科アシスタント MY BOOK 2022年4月改正に対応。保険点数のルールブック A5判 1,650円(税込) 新人スタッフの教育にスタッフの再教育に A5判 1,650円(税込) お求めは アイ・テラサービス 〒108-0073 東京都港区三田3-4-6-801 ☎03-3798-1778 FAX03-3798-8505

歯周治療成功のキーワードは「チーム医療」と「患者との共同作業」

第2回 学術研究会



若林健史氏

協会は昨年12月22日、第2回学術研究会を協会会議室とZoomウェビナーを用いたハイブリッド形式で開催した。「チーム医療で目指す予防歯科」信頼され

る予防歯科を実現するためのスタッフ教育と医院のシステムづくり」をテーマに、若林健史氏(若林歯科医院 院長)が登場し、総勢81名が参加した。

最初に、歯周治療成功の鍵としてカウンセリングの重要性を強調した。それは、自身のオフィスレイアウトにも反映されており、歯周治療の継続には、患者が自身の病態を理解することが不可欠であるとした。そのために、初診時の問診や検査結果から得られた情報を基に患者の現在の

状態や、治療後のゴールがイメージできるような症例写真を用いて患者に説明する様子を紹介した。全身疾患との関連にも話題が及び、糖分摂取のマイナスイメージと糖尿病と歯周病、血管への悪影響まで歯科が人々の健康寿命の延伸に寄与する役割を持つことや、国民皆歯科健診の実施の必要性にも触れた。また、チーム医療を実践する上で、勤務医や歯科衛生士など、自院に関わるすべてのスタッフが院長のフィロソフィーを共通認識とするために、自身は新人教育と定期的な研修会を執り行うことでスキルアップとモチベーションの維持に努

めていくと明かした。最後に、歯周治療は歯科医院と患者の共同作業であることを説明。患者自身による毎日のプラークコントロールと、歯科医院で定期的なメインテナンスを行い、治療の終了がゴールではなく、新たなスタートであることを認識してもらうためのポストカウンセリングの重要性を説いた。講演を通じて、「歯を失い噛めなくなる患者を一人でも減らしたい」という強い信念が伝わるものであった。講師のご厚意により、当日の様子は2月からデンタルブックでオンデマンド配信するので、ぜひご覧いただきたい。

「一般名処方加算」「外来後発医薬品使用体制加算」

4月から引き上げ 期間は12月まで

昨年12月23日に開催された中医協において、一般名処方加算と外来後発医薬品使用体制加算を2023年4月から同年12月までの期間に限り、医薬品の供給が不安定な状況を踏まえた時限的措置として点数を2点引き上げることが確認された。院外処方時や外来後発医薬品使用体制加算を併せている場合はご注意いただきたい(表参照)。

表: 4月以降の変更点

| 名称 | 3月まで | 4月~12月 |
|----------------|------|--------|
| 一般名処方加算1 | 7点 | 9点※1 |
| 一般名処方加算2 | 5点 | 7点※1 |
| 外来後発医薬品使用体制加算1 | 5点 | 7点※2 |
| 外来後発医薬品使用体制加算2 | 4点 | 6点※2 |
| 外来後発医薬品使用体制加算3 | 2点 | 4点※2 |

※1 一般名処方の趣旨を患者に十分に説明することについて、院内掲示が必要。
※2 外来後発医薬品使用体制加算の施設基準に加え、①と②が必要。
① 医薬品の供給が不足した場合に、医薬品の処方等の変更等に関して十分な対応ができる体制を整備している。
② 体制に関する事項ならびに医薬品の供給状況によって投与する薬剤を変更する可能性があること、および変更する場合は患者に十分な説明をすることを院内に掲示している。

新名称は「東京科学大学」 24年度統合目指す 医科歯科大・東工大

2024年度中を目途に統合を目指す国立大学法人東京医科歯科大学(田中雄二郎学長)、国立大学法人東京工業大学(益一哉学長)の統合後の新名称が、「東京科学大学(仮称)」になることが分かった。これまでの伝統と先進性を活かしながら、統合により新しい大学のあり方を創出することを目的とする新大学。これからの科学の発展を担い、社会と共に活力ある未来を切り拓いていくという意志を名称に表す。

オンライン請求の医療機関は注意が必要 4月から返戻の再請求はオンラインのみに

オンラインで請求している医療機関の場合、レセプトが返戻になると紙レセプトと電子レセプトの両方が送られ、紙レセプトを修正して再請求するか、または電子レセプトを修正して再請求する方法のみに変更

表: 返戻レセプトの再請求方法の変更点

| 区分 | 返戻レセプトの再請求方法の変更点 | |
|-------------------|-------------------------------|--------------------|
| | 2023年3月まで | 2023年4月以降 |
| 手書きレセプト請求の医療機関 | 紙の返戻レセプトを提出 | |
| 電子媒体(CD等)の請求の医療機関 | | |
| オンライン請求の医療機関 | 紙の返戻レセプトを提出または電子レセプトをオンラインで提出 | 電子レセプトをオンラインで提出 ※1 |

※1 2023年4月以降も、返戻時は紙レセプトと電子レセプトの両方が送られる。

なお、手書きや電子媒体で請求している医療機関については、23年4月以降も取り扱いに変更はない。

る(表「返戻レセプトの再請求方法の変更点」を参照)。そのほか、返戻の電子レセプトのダウンロードは直近3カ月となっているため、注意が必要である。なお、審査支払機関において、医療機関が請求したレセプトが紙レセプトに変更されている場合は、返戻されたレセプトは紙レセプトで再請求する。紙レセプトでの再請求が必要なものについては、付箋の様式が異なるなどから分かるように配慮がされる(図参照)。

図: 返戻された紙レセプトに対する再請求方法の見分け方(社保の場合)
(月刊基金 January 2023「よくある質問」より出典)

①紙媒体のみで返戻される場合

【原審査】
「青字」の返戻付箋



(縦165mm×横105mm)
※または、審査委員会からの「照会付箋」

【再審査】
再審査等請求内訳票



(縦152mm×横178mm)

当該レセプトは
紙媒体での再請求となります。

②オンライン請求システムから返戻レセプトがダウンロードできる場合

【原審査】
「白黒」の返戻付箋



(A5判)

【再審査】
再審査等請求内訳票



(A4判)

当該レセプトは
オンラインでの再請求となります。

※東京都国民健康保険団体連合会(国保、後期高齢者)においても同様の対応が行われる予定。

高点数の個別指導の再開を示唆 2023年度は予定通り中止に

厚生労働省が地方厚生局に事務連絡

厚労省は、各地方厚生局に対し、2023年度の指導に係る事務連絡を通知した。それによると、状況を見極めた上では、23年度の集団的個別指導を受けたい医療機関については25年度に実施される高点数による個別指導の対象に選定するように求めた。これにより、23年度までは高点数による個別指導は実施しない方針だったが、24年度以降は従来通り実施する方針になったと見える。22年度以降の集団的個別指導を受けた医療機関から、高点数による個別指導に選

保険収載された サイズセルMD

表: サイズセルMDの点数

| 種類 | 規格 | 点数 |
|---------|-------------------|--------|
| ニューニット型 | 7.6×10.2cm | 372点 |
| | 15.2×22.9cm | 1,671点 |
| ガーゼ型 | 5.1×35.6cm | 872点 |
| | 10.2×20.3cm | 994点 |
| | 5.1×7.6cm | 186点 |
| 綿型 | 2.5×5.1cm (0.45g) | 572点 |

2023年12月より、「サイズセル・アブソバブル・ヘモスタットMD」(以下、「サイズセルMD」)が保険収載された。本製品は、結紮または通常の処置による止血が無く、効能は実施できない場合の各種手術時の補助的な局所止血材であり、抜歯などで用いることが想定される。保険償還価格は、標準型(綿型)が1グラム当たり1万2千700円、織布型(ニューニット型、ガーゼ型)が1cmあたり48円となっている(表「サイズセルMDの点数」を参照)。なお、既存の「サイズセル・アブソバブル・ヘモスタット」は、23年3月を目途に販売終了が予定されている。

●忘れてないかあの診療 症例研究 ●落としてないかその点数

歯科がない病院から依頼された場合の 周術期等口腔機能管理料(Ⅰ)・(Ⅲ)

歯科診療所が歯科のない病院から周術期口腔機能管理の依頼を受けて、手術前と手術後に管理を行い、その後化学療法となり管理をさらに続けた場合の算定について解説する。

患者：55歳・女性

主訴：がんの手術に際し、歯科受診をするように言われた。

所見：全顎に歯肉の発赤を認める。

傷病名：7⁺7⁺ P₂ 周術期口腔機能管理中

気管内挿管時の口腔内装置必要状態

注①

施設基準：歯初診、明細、外来環

| 月日 | 部位 | 療法・処置 | 点数 |
|-------------------------------|----|-------------------------------|---------|
| 2/1 | | 初診 外来環 | 264+23 |
| | | 〇〇病院乳腺外科で左側乳がんの診断、2/20入院、2/21 | / |
| | | 手術、化学療法を予定。口腔内の管理を文書で依頼された。 | / |
| 7 ⁺ 7 ⁺ | | パノラマX-Ray パ電 (所見 略) | 402 |
| | | P基検(結果 略) 上下顎全顎的に歯肉の発赤を認める。 | 200 |
| | | 周計(管理計画書を作成して文書提供 添付) 注②③④ | 300 |
| | | 実地指1(指示内容 略) (文書提供 添付) | 80 |
| 7 ⁺ 7 ⁺ | | S C | 72+38×2 |
| | | 周Ⅰ(管理報告書を作成し文書提供 添付) 注⑤⑥⑦⑧ | 280 |
| | | 口腔細菌による合併症防止のため口腔清掃した旨を説明。 | / |
| 2/8 | | 再診 明細 再外来環 | 56+1+3 |
| 7 ⁺ 7 ⁺ | | S C | 72+38×2 |
| 7 ⁺ 7 ⁺ | | imp(既製トレー+アルジネート) 注⑨ | 42 |
| 2/18 | | 再診 明細 再外来環 | 56+1+3 |
| 7 ⁺ 7 ⁺ | | 口腔内装置(気管内挿管時の歯の保護) 注⑨ | 680 |
| 3/13 | | 再診 明細 再外来環 | 56+1+3 |
| | | 2月21日に手術で乳がん摘出し退院。術後の管理を行う。 | / |
| 7 ⁺ 7 ⁺ | | P基検(結果 略) 症状は安定。 | 200 |
| | | 周Ⅰ(管理報告書を作成し文書提供 添付) 注⑤ | 190 |
| | | 合併症防止のため、セルフケアの必要性を説明。 | / |
| | | 実地指1(指示内容 略) (文書提供 添付) | 80 |
| ～3月の内容略(20日と27日入院、周Ⅰを各日に算定)～ | | | |
| 4/12 | | 再診 明細 再外来環 | 56+1+3 |
| | | リンパ節転移を認め、4月15日より化学療法実施とのこと。 | / |
| | | 化学療法中の周術期口腔機能管理を行う。 | / |
| | | 周Ⅲ(管理報告書を作成し文書提供 添付) 注⑩ | 200 |
| | | 口腔粘膜炎の重症化防止のため口腔清掃をした旨を説明。 | / |
| 7 ⁺ 7 ⁺ | | 術口衛1(DH 協会花子) 歯清 注⑪⑫ | 100 |
| | | 実地指1(指示内容 略) (文書提供 添付) | 80 |
| 4/25 | | 再診 明細 再外来環 | 56+1+3 |
| | | 化学療法後、頬粘膜に口腔粘膜炎ができて痛いとのこと。 | / |
| 7 ⁺ 7 ⁺ | | 術口衛1(DH 協会花子) 歯清 スポンジブラシにて清掃。 | 100 |

《解説》

注① 周術期等口腔機能管理計画策定料(周計)や周術期等口腔機能管理料(Ⅰ)や(Ⅲ)(周Ⅰ・周Ⅲ)などを算定する際に、う蝕や歯周病などがない場合などは、病名は「周術期口腔機能管理中」「術後合併症」となる。

また、気管内挿管時の歯の保護等を目的に製作した口腔内装置を製作する場合の病名は「気管内挿管時の口腔内装置必要状態」となる。

注② 周計300点は、がんなどに係る手術、放射線治療、化学療法または緩和ケアでの一連の治療において、手術などを実施する保険医療機関からの依頼文書に基づいて、周術期等の口腔機能の評価および一連の口腔機能の管理計画を策定し、管理計画書により患者に提供した場合に、その手術などに係る一連の治療を通じて1回に限り算定する。

管理計画書の内容またはその写しをカルテに記載または添付する。

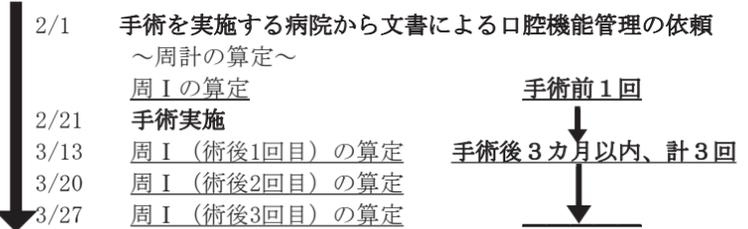
注③ 管理計画書とは、次の内容が記載されたものをいう。

| |
|-------------------------------|
| 基礎疾患の状態・生活習慣 |
| 主病の手術等の予定等 |
| 口腔内の状態等(現症および手術等によって予測される変化等) |
| 周術期の口腔機能の管理において実施する内容 |
| 主病の手術等に係る患者の日常的なセルフケアに関する指導方針 |
| その他必要な内容 |
| 保険医療機関名および当該管理の担当歯科医師名等の情報 |

注④ 周計の算定時は、摘要欄に依頼元保険医療機関名を記載する。

注⑤ がんなどに係る手術を実施する患者の周術期等の口腔機能管理するため、周術期等口腔機能管理計画に基づき管理を行い、管理内容についての情報を文書(管理報告書)で提供した場合、周Ⅰを、術前は1回に限り280点、術後は手術を行った月から3カ月以内に計3回に限り190点を算定する。

管理報告書の内容またはその写しをカルテに記載または添付する。



注⑥ 管理報告書とは、次の内容が含まれたものをいう。

| |
|---------------|
| 口腔内の状態の評価 |
| 具体的な実施内容や指導内容 |
| その他必要な内容 |

注⑦ 周計と周Ⅰは同日に算定できる。

周Ⅰを算定した月は、歯科疾患管理料、小児口腔機能管理料、口腔機能管理料、歯科特定疾患療養管理料、歯科治療時医療管理料、がん治療連携指導料、歯科疾患在宅療養管理料、歯科矯正管理料は算定できない。また、本症例と異なるが、術前に上記の管理料を算定し術後に管理を行う場合は、同一月でも周Ⅰは別に算定できる。

注⑧ 周Ⅰの算定時は、摘要欄に手術の実施年月日または予定年月日を記載する。

注⑨ 気管内挿管時の歯の保護等を目的に製作した口腔内装置の印象採得は42点、装置(装着料を含む)は680点を算定する。レセプトの摘要欄に手術予定日と手術を行う保険医療機関名を記載する。

注⑩ 周術期等口腔機能管理料(Ⅲ)(周Ⅲ)は、がんなどに係る放射線治療や化学療法を実施している患者(予定を含む)または緩和ケアの対象となる患者に対して、周術期等口腔機能管理計画に基づき管理を行った場合、周計を算定した月から1回に限り算定する。

また、周Ⅰと同様に管理報告書を提供し、大きな変化がない場合は前回提供日から3月を超える日までに1回以上提供し、管理報告書の内容をカルテに記載するか写しを添付する。

注⑪ 周Ⅲを算定した月において、歯科衛生士が専門的口腔清掃を行った場合、周術期等専門的口腔衛生処置1(術口衛1)100点を月2回算定できる。なお同月内に機械的歯面清掃は算定できない。

注⑫ 術口衛1を算定する際には、歯科衛生士の氏名をカルテに記載し、歯科衛生士は業務記録を作成する。

実態に即してご請求ください

歯科の総枠拡大を求める署名

2月末までに返送を



2024年4月の診療報酬改定の議論が、中央社会保険医療協議会で始まった。今回の改定は、6年に1度の診療報酬と介護報酬の同時改定であり、さらには第8次医療計画や医療DXも並行して検討されるため、大幅な改定となる可能性がある。このような中で、歯科の役割を發揮できるように、歯科の診療報酬の引き上げや保険適用の拡大などを求めることができます。重要になってくる。

協会は、全国の保険医療協会の会員とともに、1月から「保険でより良い歯科医療を求める請願署名」に取り組んでいる。患者さんに加え、先生やスタッフをはじめ、ご家族でも署名できるので、歯科医療費の総枠を拡大すべく、ご協力をお願いしている。

「月刊保団連」2月号の「確定を」

本署名の返信用封筒は、「月刊保団連」2月号に同封している。



抽選でカタログギフトが当たる！ 患者さん向けアンケートにもご協力を



署名用紙注文フォーム

封して2月上旬にお届けする。本紙1月号に同封した署名用紙は、返信用封筒に入れ、2月末までに協会へご返送いただきたい。なお、追加で署名用紙や返信用封筒を希望される方は無料で送付するので、QRコードからお申し込みを。

医療費 歯科が占める割合は横ばい 患者数も増加せず

歯科の医療費は、近年は増加傾向であるが、医療費全体の割合で見ると6.8%に留まっている。昭和の時代は10%を超える時期もあったが、平成に入ってから減少傾向にあり、近年では7%を切っている。

歯科医療費が占める割合が減少している原因は、医療費全体の伸びに追いついていないことにある。特に、歯科診療所の推計患者数は2011年頃から横ばいの傾向にあり、患者が増えている点も割合が増えている要因の一つと考えられる。また、歯科に比べて新規導入される技術が少ない点も要因の一つと言われている。

長引くコロナ禍、物価高騰に加え年金引き下げなどで、高齢者だけでなく国民のくらしや健康への影響が危惧されている。協会では、今後も社会保障制度が重要となることから、患者さんに医療・介護の現状を知っていただくため「アンケート」が付ききり「アンケート」を配布し、受診状況の実態把握などに取り組んでいる。

アンケートにご回答いただくことで、抽選でカタログギフトが当たる。また、アンケートは、リーフレットにある返信用ハガキに加え、QRコードからも回答できる。リーフレットを受け取った患者さんだけでなくそのご家族なども応募が可能。

リーフレットは昨年「月刊保団連12月号」に同封したが、締切の3月24日

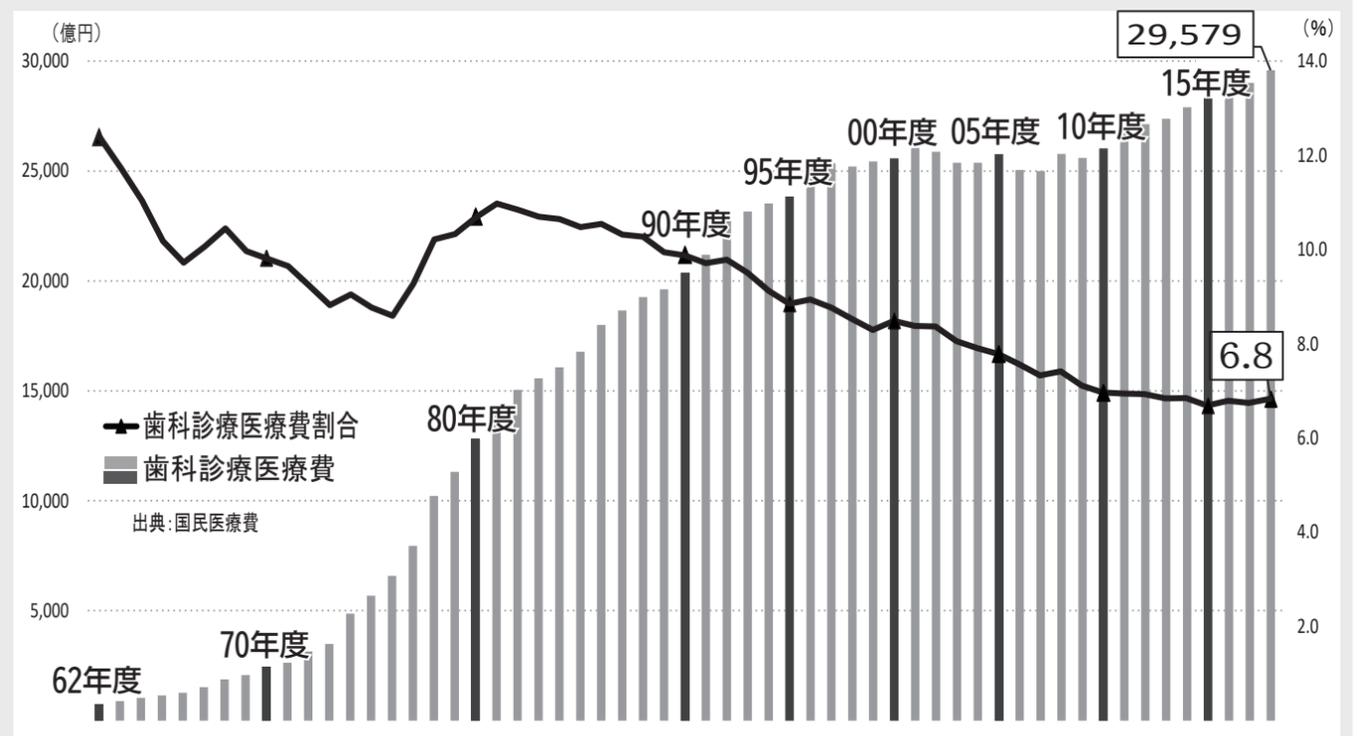


リーフレット注文フォーム

署名用紙・リーフレットの注文他、お問い合わせは運動本部まで(☎03-3205-2606)。

歯科診療医療費の年次推移

○歯科診療医療費は約2.96兆円(2018年度)である。
○一方、国民医療費に占める歯科診療医療費は、約6.8%(2018年度)となっている。



教えて! イツでもん先生
安心して暮らしたい!
医療・介護の今後はどうなる?!

みなさんの声を聞かせてください!
アンケートに答えて景品ゲット!

抽選で
カタログギフトが
50名に当たるよ

今後の社会保障はどうなる?!

アンケートはかき付きリーフレット

第2回 保団連代議員会



東京歯科保険医新聞の
バックナンバーが読める

協会ホームページをご利用ください

協会ホームページでは、過去の東京歯科保険医新聞が閲覧できます。

インタビューや連載、コラムなども読むことができますので、ぜひお試しください。



スマホでも
PCでも!



全国保険医団体連合会(以下、「保団連」)は1月29日、2022~23年度第2回保団連代議員会を開催した。協会からは坪田有史会長、加藤副会長、本橋昌宏理事が代議員として出席した。

今回は、11人の代議員が参加し、①会務報告案、②2023年度予算案、③保団連理事定数案、④加盟団体表彰案、⑤代議員会決議の議事すべてが承認された。加盟団体表彰では、協会が歯科開業医会員の年間増加数で全国第3位に入った。

討論では、オンライン資格確認義務化、歯科医療改善、新型コロナウイルス対策など、15題が発言され、協会は8本の発言を行った。発言テーマは以下の通り。

- オンライン資格確認システムの導入を義務ではなく任意に!
- 通則21に関連した混合診療の廃止は時期尚早である
- クラウン・ブリッジ維持管理料は、廃止ではなく除外対象の拡大を求めるべき
- WEB会議による費用の削減効果と今後の運営について
- 保団連で施設基準の研修のWEB開催を
- 保団連として歯科衛生士不足対応の具体的提案を
- 保団連組織の継承と活性化について
- 政府は国民・医療側の声を直接聞くべき

通信員便り No.130

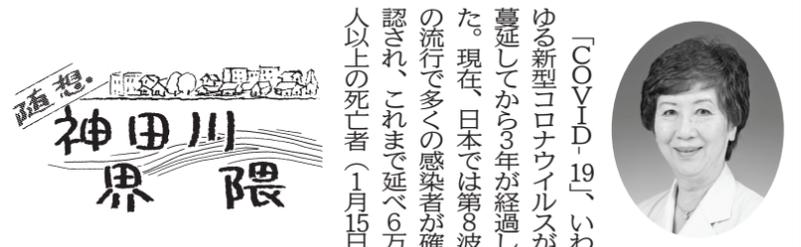
機関紙1月号について、通信員50名の便りから抜粋しました。

◆政府は、2023年度から5年間の防衛費を総額43兆円程度にすることを閣議決定しました。先生はどう受け止めますか。
 ・防衛費の増額は仕方ないと思うが、財源やそのほかの部分はどうするのかが大問題と思う。(他4名)
 ・北朝鮮をはじめ、世界の驚異に相対するには必要不可欠と考えます。(他4名)
 ・防衛力を上げるのは外敵からの自分たちを守るので決して悪いことではないと思うが、優先すべきことが他にあるのではないかと。物価高の中

◆アプターコロナに先生がやりたいことを教えてください。(他1名)
 ・旅行。(他8名)
 ・温泉に行きたいです。
 ・友人と会食したい。(他1名)
 ・お金をかけても効果が出るか疑問に思う。
 ・医療費の充実が蚊帳の外。

◆最近気になることを。(他2名)
 ・円安、物価高。(他2名)
 ・歯科材料の値上げ。
 ・衛生士を募集しても応募がないこと。
 ・物価上昇と人件費増加。
 ・電気代、ガス代の値上げ

◆今までと変わりなし。学会への参加。
 ・以前は飲み会が楽しみなことだったが、最近はその中でもなくなってしまった。第一線で活躍できる時間も限られてきているので、アウトドアが楽しめるように、まずは体力作りをしたい。写真撮影を自由にしたいです。
 ・すっかりWEB慣れしてしまい、なかなかコロナ前のようにするには、難しい気がします。
 ・3年間行っていない映画館での映画鑑賞、観劇、文化系講演会。



「COVID-19」、いわゆる新型コロナウイルスが蔓延してから3年が経過した。現在、日本では第8波の流行で多くの感染者が確認され、これまで延べ6万人以上の死亡者(1月15日時点)が出ており、未だ収束の見え方ではない。この間政府は緊急事態宣言を4回発令し、その最後を2021年9月末に解除して以降は、発令していない。この3年間で経済は疲弊し、補助金で何とか生き残った企業はここに来て倒産が増えていると聞く。歯科医療界においても例外ではなかった。初期の頃、感染リスクが高いという理由で歯科診療所への受診を控えるようにとの噂が広まり、受診抑制で大きな減収となった。もちろん、医科の診療所でも同様の状況という。しかし、コロナワクチン接種をうまく利用している診療所もある。

◆ある歯科医師のつぶやき
 呉橋 美紀 (理事/大田区)
 歯科では当初、歯科医療以外の注射はできなかった(今では行政側の要請でできるようにはなっているが)。私の知人によると小さな歯科診療所ではこのコロナでの2年間で、患者の受診は半減し、22

年ではそこから削減と回復の兆しも見えるという。回復の兆しも見えない。
 その上さらに、オンライン資格確認システムの導入義務化という政府の大きな政策転換がなされ、保険医の取り消しもあり得る療養担当規則まで、あつという間に変更してしまつた。
 行政が指定する業者とネット回線を契約していない、いわゆるビル診療所では新たに契約しなければならぬが、システム導入に関する補助金では全くカバーできる額ではない。しかも、一業者しか扱っていない現状は、優位的地位にあり、独占禁止法上の考えに抵触しないのであろうか。顔認証システムのカー

ドリーパー機器も足りないとの説明が業者から歯科医師に行われている。導入ができないことなく、対応できない診療所に問題があるかのような状況に憤りを覚える。
 中医協の答申が出たのが12月下旬で、その疑問点を厚労省に問い合わせたが、まだ状況を把握していないという回答にとどまっている。ポータルサイトへのアカウント登録は昨年末までと、時間的に無理がある。私のように後継者も少なく、スタッフもおらず、小さな診療所には余裕も力もない。残る選択肢は、消えゆく診療所になつてしまふのか。

東京歯科保険医協会は、先生方の身近なコンシェルジュ。

電話1本ですぐに対応
 レセプト請求、返戻・原点对応、患者とのトラブルなど

スピーディーな情報提供
 最新のトピックスをデンタルブックでお届け
 助成金、支援金の情報も素早く動画で配信

指導通知が来ても安心
 年間100件以上の相談実績
 30年以上の歴史のある新規開業医向けの講習会

こうした悩みをお持ちの先生をサポートします。
 お困りの先生をご紹介ください。
 お問い合わせ先: ☎03-3205-2999(組織部まで)

会員優待のご案内

東京歯科保険医協会では、会員の先生向けに、「サンリオピューロランド」「フジヤマ倶楽部」「リソルの森」など、各種優待サービスをご案内しております。ご希望の方は、左のQRコードよりアクセスし、必要事項を明記の上、お申し込みください。

サンリオピューロランド Sweets Puroland

重要! サンリオピューロランドのご入場方法について

ピューロランドの入場にはパスポートと来場予約が必要。詳しくはサンリオピューロランドホームページをご覧ください。

サンリオピューロランド デイパスポート特別割引券
 即日~2023年5月30日(水)まで有効
 ご来場当日の窓口で換領
 価格 ¥200引き

サンリオピューロランド アフタヌーンパスポート特別割引券
 即日~2023年5月30日(水)まで有効
 ご来場当日の窓口で換領
 価格 ¥200引き

1冊無料配布

医院経営と雇用管理

3年ぶりに改訂された最新版「医院経営と雇用管理2022年版」のご案内です。昨今、医療機関における労使トラブルが増加しており、労働に関するルールを正しく理解していないために事態が悪化する事例も多く報告されています。本書は、医療機関特有の労働環境も踏まえ、院長・事務長に求められる労務管理の基礎知識を、労働基準法のポイントを踏まえながら解説しました。

医療機関にも関係の深い「罰則付きの時間外労働の上限規定」「年次有給休暇5日間の取得義務」、2021年4月から中小企業にも適用となった「パートタイム・有期雇用労働法」について、日常の医院経営に利用しやすいよう、詳しい解説を加えました。社会保険の手続きや就業規則のひな形なども掲載しており、実務に沿った内容も網羅しています。

会員1人につき1冊無料で送付しますので、労務管理にお困りの際にはぜひご活用ください。

ご希望の方は、右のQRコードからお申込みください。詳細は、経営管理部(☎03-3205-2999)まで。※書籍の到着はお申込み後、1週間程度かかりますので予めご了承ください。

東京歯科保険医協会員の皆様へ

組合員・M&D会員感謝セールのご案内

感謝セール注文期間
 2/13(月)~3/3(金)

共同購入のご利用ならオンラインが便利!!

セールカタログがお手元ない場合はオンライン共同購入ページにも掲載しております。

セール注文発送期間
 2/27(月)から順次まとめて発送します

お問い合わせ: 大阪市浪速区幸町1-2-34 TEL: 06-6568-2741 M&Dネットワーク

ホームページアドレス <https://www.tokyo-sk.com/> e-mail info@tokyo-sk.com